

離職者等に対する国民健康保険税の減免について(新設)

国民健康保険に加入されている方で、失業(非自発的離職)、休業、疾病、廃業等により所得が激減し、下記の要件に該当される方は、申請により国民健康保険税が減免される制度が始まりました。

該当すると思われる方は税務課までご相談ください。

1. 減免要件(次のすべてに当てはまる方)

自己の意思に反する離職・廃業である場合

(自己都合による退職・定年退職は対象外)

平成20年中の被保険者で構成する同一世帯の合計所得金額が400万円以下である場合

離職者の離職後1年間の所得金額の見積額とその他の被保険者で構成する同一世帯の合計所得金額が5割以上減少している場合

国民健康保険税の納税が著しく困難である場合

2. 申請に必要なもの

離職・失業理由のわかるもの

(離職票・雇用保険受給資格者証・廃業届など)

印鑑

被保険者で構成する同一世帯全員の収入(所得)状況がわかるもの

(平成21年分)

- ・給与明細書、年金確定通知など
- ・営業・農業など事業の場合は、収入金額と経費
- ・失業保険の給付金、遺族年金、障害年金などの通知書
- ・上記のほかに収入があれば、その収入金額がわかるもの

3. その他

減免対象にならない場合でも、納税についての相談を受けておりますので、税務課納税管理係までご相談ください。

<問い合わせ先> 川南町役場税務課 賦課係 TEL 0983 - 27 - 8003